

青森大学就職委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学生の就職を円滑に進めるために、本大学に就職委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の就職指導及び対策に関すること
- (2) 学内企業セミナーに関すること
- (3) 学生への就職ガイダンスに関すること
- (4) インターンシップに関すること
- (5) 就職情報の収集並びに提供に関すること
- (6) その他就職に関すること

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 就職委員長
- (2) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学科それぞれ3名以内

2 委員長は、学長が命ずる。

(学部就職委員)

第4条 委員会に、必要に応じて、学部ごとに学部就職委員会を置き、委員会及び教授会から付託された事項を審議するものとする。

2 学部就職委員会の運営については、委員会が定める。

(召集と議長)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長、学部長及び学科長へ報告するものとする。

(事務処理)

第10条 委員会の事務処理は、事務局が処理する。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。